



愛媛労働局発表
平成28年4月27日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 藤田 恭子
企画・調整係長 西本 直樹
(電話) 089(935)5222
(FAX) 089(935)5223

報道関係者 各位

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施！

－ アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月まで －

愛媛労働局（局長 天野 敬）は、愛媛県内の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。愛媛労働局では、学生アルバイトの労働条件確保のため、関係法令の周知・啓発や監督指導等に取り組んでいますが、これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。また、労働法等の知識は学生の皆さんが就職するときにも役立ちます。

そこで、今回のキャンペーンでは、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、学生へのリーフレットの配布による周知・啓発や大学等での出張相談（大学等からの依頼による労働法制に関する講師派遣等を含む）などを行います。

また、厚生労働省が昨年実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査結果」では、労働基準法で規定されている「労働条件通知書」が交付されていないと回答した大学生が多かったことを踏まえ、新たに学生用の「労働条件通知書」を掲載したリーフレットや、具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等を作成しており、本キャンペーンの中で活用していきます。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間

平成28年4月1日から平成28年7月31日

2 主な取組内容

- (1) 学生用の「労働条件通知書」を掲載したリーフレットや、具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等の学生への配布、大学等での掲示、
- (2) 大学等のホームページへの「アルバイト！始める前に確かめよう「労働条件」」のバナー添付やリンク及び当該記事の掲載等による周知・啓発
- (2) 愛媛労働局による大学等への出張相談の実施
- (3) 愛媛労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

【アルバイトのトラブルで困ったとき】

○ フリーダイヤルで相談したいとき

「労働条件相談ほっとライン」にご連絡ください。

はい！ろうどう

0120-811-610 月・火・木・金：午後5時～午後10時 土・日：午前10時～午後5時

○ 行政機関に相談したいとき

お近くの労働基準監督署や「総合労働相談コーナー」にご連絡ください。

・利用時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み)

■ 総合労働相談コーナー所在地一覧

愛媛労働局総合労働相談コーナー	
〒790-8538 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6階 愛媛労働局雇用環境・均等室	電話 089-935-5208 FAX 089-935-5223
松山総合労働相談コーナー	
〒791-8523 松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 4階 松山労働基準監督署内	電話 089-927-5150 FAX 089-917-5230
新居浜総合労働相談コーナー	
〒792-0025 新居浜市一宮町 1-5-3 新居浜労働基準監督署内	電話 0897-37-0151 FAX 0897-37-3655
今治総合労働相談コーナー	
〒794-0042 今治市旭町 1-3-1 今治労働基準監督署内	電話 0898-32-4560 FAX 0898-31-3362
八幡浜総合労働相談コーナー	
〒796-0031 八幡浜市江戸岡 1-1-10 八幡浜労働基準監督署内	電話 0894-22-1750 FAX 0894-22-1899
宇和島総合労働相談コーナー	
〒798-0036 宇和島市天神町 4-40 宇和島労働基準監督署内	電話 0895-22-4655 FAX 0895-24-3389

アルバイト！
始める前に確かめよう！
「労働条件」。



キャラクター 「たしかめたん」